

(6) まとめ

～消費者教育と法教育、「生きる力」とは、そしてこれからの「法教育」～

伊見 「消費者教育」という言葉、あるいは「法教育」という言葉が出てきた。今まで報告をいただいたもの、考えてきたものというのは、はたして「消費者教育」なのでしょうか、「法教育」なのでしょうか、そこを確認しておきたいと思います。

小牧 「法教育と言われたときに、消費者教育になりがちだ」というアンケートの答えがあったんですけど、「消費者教育」というのは、もしかしたら「消費者啓発教育」と同義というふうにとらえてらっしゃるんじゃないかなという気がした。

先日、日本消費者教育学会が学生セミナーというのをやりまして、近畿司法書士会連合会でこれを後援して、消費者教育の教材を一緒につくろうという取り組みをしたんです。そのときに、「消費者教育」というのはいったいどういう定義がされているのかというご紹介があった。「消費者教育」というのは、バイマンシップ=買い手としての能力の育成ということと、シチズンシップ=市民としての能力の育成と、この二つがあるんだということがずっと言われているそうです。「消費者教育」は、必ずしも啓発に特化した教育ではなくて、社会を変えていく、社会の構成員として消費者の役割を果たしていくとか、家庭生活を変えていくとか、そういうこと的能力を開発する教育として受け取られている。日本消費者教育学会の方でも、法律家の参加が少ないということがすごく言われています。そういったことを考えると、「消費者教育」の中でまさに「法教育」ができると、私は思っています。逆に、「法教育」の教材として「消費者教育」で使っているような題材が取りあげられるというように考えてもいいと思っています。

キャッチセールスを題材にした悪質商法の授業というのが、大阪司法書士会の定番の授業ですが、その中で、クーリング・オフはがきを書いてみようというワークを取り入れています。ただ単に書いて終っては意味がないわけで、クーリング・オフはがきを1枚出すことは、私たちが消費者として、あなたの企業がやっているこの営業姿勢はおかしいですよということを、一票投票をしているんだということ、まさに消費者主権の行使になるんだよということを位置付けするような、そういう一つひとつのワークにも意味があるということ伝えていくのが大事なんじゃないかなと思っています。あるいは、ロールプレイをやる中で疑似体験をしていただいて、当事者性を育てて、知識を自分のものにしていただくと。今までやっている高校生法律講座だとか出前講座の中身を、きちんと法律家の視点から位置付けるということができれば、それが「法教育」なんじゃないかなと思っています。

伊見 あえて「消費者教育」「法教育」という言葉を使わずに、司法書士がこれから先行っていく、今まで行ってきた教育に関する活動を、井沼さんと杉浦さんから再評価していただき、今後の課題があればコメントをいただきたい。

杉浦 この間、多重債務問題で司法書士さんの果たしてきた役割は、社会的にも非常に大きなものがあったと思います。さらに広げる活動としては、「法教育」に関わって言えば、生活保護法とか最低賃金法とか、そういったものがどう私たちの生活、暮らしのセイフティーネットとして機能しているのかどうかというような、全部憲法25条でつながっていくのですけれども、そういったものにより拡げていかれるような実践がつくられていくと、非常にありがたいなと。『お金で死なないための本～いつでもカード、どこでもローンの落とし穴』（注：千葉保、クレサラ探偵団著、太郎次郎エディタス社、2007年）という宇都宮健児さんが監修の非常に簡明な本がありますが、ああいった内容のことが教材化出来ないかと思っています。

もう一つは、司法書士の皆さんが、街の法律家としていろんなことをされていると思いますので、それを教室にもってきていただくとうれしいなと思っています。市民法としての民法というのがあります。ライフサイクルの中で、どういったときに、いろんな

人が困って、どういうふうに応用されるのか。弁護士さんの本はありますが、弁護士さんは出前に来てもらえませんので、なんとか、司法書士さんの方で、ライフサイクルに合わせた、特に民法がどう応用されるのかというパッケージのようなものができれば、これは広範に受けるんじゃないかと思って。杉浦とコラボしてくださるかたがいれば、ぜひ、一緒につくりませんか。

井沼 「法教育」という言葉に少し違和感がありましたというところから、今日は最初、お話ししてもらいました。僕が感じた違和感は、もう分かってもらえたんじゃないかなと思っています。年表を通じて、司法書士の高校生法律講座がやはり消費者問題の中から生まれてきた活動であることが、僕は確認できたなという思うんです。ぜひ、「法教育」という言葉を借り物で語らずに、「司法書士の法教育」ということで、この歴史を踏まえていただけたらなというふうに思っています。

伊見 今後、「法教育」、あえて言葉を使いますが「官製の法教育」、法務省が主導で今進められている「法教育」が、実際学校の教育現場にどのように降りてくるのでしょうか。日頃、教壇に立たれている立場として、今、この流れでいくと、実際現場にどう降りてくるのか、そして定着するのか、しないのか。するとしたらどのような内容なのか。このあたりを、予測をしていただきたいというのが一つ。それと最後、今日の研修会のテーマ、「生きる力の法教育」です。「生きる力」の評価というのは、それぞれおありかと思えますけれど、それぞれにどう理解し、「法教育」、教育活動の中にそれを実現していくべきかという、「生きる力」に対する評価と教育活動への反映の仕方についてご発言をいただければと思います。

小牧 「生きる力」って言われたときに、私たちすごくいい言葉だと思って、そうだ、「生きる力」を子どもたちに育てなくっちゃと思ったけど、学校の先生方に「生きる力」って言うと、「えっ？何を言ってるの」みたいなことを言われてびっくりしたという経験がありました。「生きる力」の定義について、みんな違うことをイメージしているんじゃないかと。最近読んだ本の中で気づいたんですが、「生きる力」といったときに、指導要領とかで出てきているのは、前に修飾語がついていて「いかに社会が変化しようとも」～中略～「生きる力」、なんだそうです。どんな社会、自己責任の切り捨て社会が登場するかもしれないけれどもそこで「生きる力」なんだよというところに立ってしまうと、悪い法律があったら変えていこうとか、社会を変えていこうという主体として子どもを位置付けない。私たちが子どもたちに伝えたい「生きる力」というのは、この社会の中を生き延びてほしいという力であるとともに、良く生きてほしいというところにあると思います。多重債務の方々、自殺するような方を見ていると、これが本当によい社会なわけがないと思っています。対処療法的に多重債務者を救済する取り組みを私たちやっていますけども、そこを根本的に変えていくのは、やっぱりこれから次代を担う子どもたちなんだろうと思います。その子たちと手をたずさえていく私たちなんだと思うんです。その子たちが、よりよい社会を作っていくという意味で生きていく力が育ってほしいと思っていて、それを伝えようと思っているんですということを、学校の先生方と話し合う中で伝えていけたらなというふうに思います。

井沼 今日はどうもありがとうございました。率直な感想、言わせてください。この分科会に集まった方々が、若い人が多い。ああこんなに若い人が来るんだ、研修に。自腹を切って。2つ目、寝ない。寝る人いないかなと思って、ずっと見てたんですけど、寝ないんですよ。なんだこの真面目さは。司法書士おそろべし、と思いながら聞いてたんです。「生きる力」の法教育に関しては、小牧さんが言ったとおりです。「みんなが死んでも自分だけ生きる力の法教育」じゃないんです。「みんながしあわせに生きる力の法教育」を考えていきたいというふうに思っています。

最後、僕は、もう一つだけ問題提起したい。これから、先生と司法書士の連携・提携

というのをどうしていくかというのは、もっと踏み込んでいくと思います。司法書士の側がもっとしたたかになって、教師をどう動かしてやろうというところまで、これから踏み込んでいくようになるだろうなと。じゃないと、先生に任せて、先生に言われたテーマでその場所でやりますというのでは、これ以上伸びないですよ。体育館で、何とか時間つぶしをしてくれというのを超えていくのは、もう一步、司法書士の側がしたたかになっていく必要があると、僕は思います。たとえば、日本銀行の金融広報委員会なんかは、金融教育が同じくこの学習指導要領で強調されたということがあって、力を入れています。僕も、この金融教育研究指定を受けているんですけども、指定を受けたら15万円くれるんですよ。たとえば、司法書士さんが、今、すごい教案（注：広島会のもの）を作っているんですよ。3時間やらせてくださいといったら、学校は3時間も無いといえますよね。この3時間の教案、買いませんかって言ったら、俺、それで授業できるんやったら売ってという教師がいますよ。2時間は先生でやってください、1時間最後だけ僕いきますからってというので、いけますね。何でもかんでもね、自分ですばらしく開発しようとしすぎやと思うんです。逆に、15万円だから、法教育研究指定を受ける先生はいませんか、司法書士がサポートします、というのでやって、乗っかってきた人に、こんなどうですか、あんなどうですか、とおもしろさを伝えていくという手もあると思うんです。これから教師とどう提携していくかというのは、もう一步も二歩も、アイデアを出していく時期に来ているんじゃないかなと思います。

杉浦

制度として「法教育」がどう動いていくか、これは、ちょっと読めないところがあるけれど、現場としては、教科書にどれくらい書かれるかというのが、一番大きいです。今の学習指導要領の改正ができて、教科書をこれから書き始めます。一年間くらいかけて教科書を書いて、一年後くらいに検定で通って、それを見ないと最終的には分からないというのが、率直なところですが。さきほども申し上げたように、どうやら、司法制度の方に関心がひばられているところがありますので、裁判員制度は絶対入りますけど、消費者関係がどれくらいのかなあと。ただ、力関係もあって、消費者庁ができるという追い風もあるので、そのへん、教科書の執筆者がどれくらいがんばってくれるかなと、期待しているところもあるんですけども。必ずしも、「法教育」がこれほど社会で言われているほど学校現場へ直に入ってくるかということ、そうではないのではないかなというふうに思っています。

それから、今日は、この場に参加させていただいて、非常にありがたかったと思います。さきほどの井沼さんの話じゃないですけど、非常に熱気を感じまして、こういう研修会に来られる方は、何か持ち帰って、次の一步先に進めたいなあとという、そういうところを感じられたのがうれしかったです。

僕は、授業でいろんな人を呼びます。さっき、ホームレスの方という話もしたのですが、NGOの方や市民団体の方とか呼んで授業をすると、「杉浦先生はラクでいいね」って気軽にいう先生がいて、これは、ラクじゃないですよ。良い授業を作るためには、ただ来てもらうだけじゃなくて、ちゃんと前もって詰めて議論して、良い授業のための準備もしなければならぬ。自分で授業をやった方がラクですよ、はっきり言う。それでもなぜ呼ぶかということ、社会の風を教室に吹かせたいのです。教師って、物を見てきたように語って、わかったように話しますよね。100年前の誰々はこうだったんだって歴史の授業をやるじゃないですか。だけど、やっぱり本当のリアルさは伝わらないことがあるのです。司法書士さんは、やっぱり現場で実務に携わっておられますよね。そのことを、教室に持ち込んでもらいたいのです。法律はもちろん語っていただきたいんですけど、そのときの思いを語って、伝えてほしいんですよ。あのときのああいう経験があるから、君たちにこれを語りたいたいんだということを、ぜひ。それはすごく伝わると思っていますので。

「生きる力」についていうと、僕も少し「？」があるんですけど、ライフスキルという意味では、「生きる力」はすごく大事です。法律を知っているということは非常に大事だと思います。でもそれだけでは足りないと思います、中高生には。それが単に現状の

社会に生きぬくだけじゃなくて、現状をより良く生きるためには、主権者として、市民として行動ができるということも大事ですよ。文科省のいろんな良い学習指導要領もあると思うんですけども、さきほどの井沼さんの言葉を借りると「上から目線」なんですよね。国家のため、あなたはこういう有能な人材になりましょうよみたいなのがたくさんあって、それが生徒の気持ちに刺さらないんですよ。生徒一人ひとりが、自分がいて、自分が社会に役立って、自分が社会との関わり合いをもって社会をつくっていく。社会をまた、自分が形成していくんだということを理解すすめるには、社会の現場で働いている人を教室に呼ぶし、私もただ、教科書に書いてあるからこうだというのではなくて、あなたにとってどうなのかということ、かなり授業の中で聞いたりします。そういう個人から市民、地球市民という形で、生徒の社会認識を広げていく、そういう授業のために、ぜひ司法書士のみなさん方もご協力いただければ、たいへんありがたいなと思います。どうも、ありがとうございました。

伊見      ちょっと時間が押してしまって、たいへん申しわけなかったです。実際の実践の参考になるようなお話から、「法教育」というものを我々がどう考えていくのかということころまで含めて、長い時間をかけて、みなさんと一緒に考えることができたのではないかと思います。

西脇      ありがとうございました。私は、この分科会をするにあたって、たいへん悩みました。単に「法教育」の仕方をやるだけなら、今までもやってきて、それをやるだけなら、そんなに悩まなかったと思います。いろいろ関わりをもつなかで、自分が悩んだり、アンケートをとってもいろいろありますよね。やり方自体がわからないことから、「法教育」がわからないということもありますし。でも、答えがだいぶありました。私は、ほとんど、すっきりしました。伝えたいこと、法律実務家として伝えたいことがあるからこそ、これから現場に行きたいと思ってるんです。そのやり方、飽きさせない講演づくりとかは、そのための手段です。私たちの法律家としてのハート、というか、スピリッツ。これをこれからみなさんと実践していきたいと思います。